

令和2年第四回定例会提出議案一覧

予算案件（8件）

| 整理番号 | 議番号 | 案 件 | 所管課 |
|------|-----|-----------------------|------------|
| 1 | 247 | 令和2年度熊本市一般会計補正予算 | 財政局 財政課 |
| 2 | 248 | 令和2年度熊本市国民健康保険会計補正予算 | 財政局 財政課 |
| 3 | 249 | 令和2年度熊本市介護保険会計補正予算 | 財政局 財政課 |
| 4 | 250 | 令和2年度熊本市後期高齢者医療会計補正予算 | 財政局 財政課 |
| 5 | 251 | 令和2年度熊本市病院事業会計補正予算 | 財政局 財政課 |
| 6 | 252 | 令和2年度熊本市水道事業会計補正予算 | 財政局 財政課 |
| 7 | 253 | 令和2年度熊本市下水道事業会計補正予算 | 財政局 財政課 |
| 8 | 254 | 令和2年度熊本市交通事業会計補正予算 | 財政局 財政課 |

条例案件（13件）

| 整理番号 | 議番号 | 案 件 | 所管課 |
|------|-----|--------------------------------------|-------------------------|
| 1 | 255 | 熊本市公文書管理条例の制定について | 総務局 総務課 |
| 2 | 256 | 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 総務局 労務厚生課 |
| 3 | 257 | 熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について | 総務局 労務厚生課 |
| 4 | 258 | 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について | 総務局 労務厚生課 |
| 5 | 259 | 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について | 総務局 労務厚生課 |
| 6 | 260 | 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | 総務局 労務厚生課 |
| 7 | 261 | 熊本市火災予防条例の一部改正について | 消防局 指導課 |
| 8 | 262 | 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 文化市民局 地域政策課 |
| 9 | 263 | 熊本市都市公園条例の一部改正について | 文化市民局 熊本城総合事務所 |
| 10 | 264 | 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について | 教育委員会 教職員課 |
| 11 | 265 | 熊本市国民健康保険条例等の一部改正について | 健康福祉局 介護保険課 国保年金課 |
| 12 | 266 | 熊本市水道条例の一部改正について | 上下水道局 給排水設備課 |
| 13 | 267 | 熊本市軌道条例の一部改正について | 交通局 総務課 |

その他の案件（96件）

| 整理番号 | 議番号 | 案 件 | 所管課 |
|------|--------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 自268 至288 | 市道の認定について（21路線） | 都市建設局 土木管理課 |
| 2 | 289 | 市道の廃止について（1路線） | 都市建設局 土木管理課 |
| 3 | 290 | 当せん金付証票の発売について | 財政局 財政課 |
| 4 | 自291 至344 | 指定管理者の指定について（地域コミュニティセンター） （54施設） | 文化市民局 地域活動推進課 |
| 5 | 345 | 指定管理者の指定について（祖崇廟納骨堂） | 文化市民局 人権政策課 |
| 6 | 346 | 指定管理者の指定について（南部在宅福祉センター） | 健康福祉局 健康福祉政策課 |
| 7 | 347 | 指定管理者の指定について（東部在宅福祉センター、東老人福祉センター） | 健康福祉局 健康福祉政策課 高齢福祉課 |
| 8 | 348 | 指定管理者の指定について（北老人福祉センターほか5施設） | 健康福祉局 高齢福祉課 |
| 9 | 349 | 指定管理者の指定について（西里老人福祉センター） | 健康福祉局 高齢福祉課 |
| 10 | 350 | 指定管理者の指定について（城南老人福祉センター、富合老人福祉センター） | 健康福祉局 高齢福祉課 |
| 11 | 351 | 指定管理者の指定について（共同利用施設託麻東部会館） | 環境局 環境政策課 |
| 12 | 352 | 指定管理者の指定について（西部交流センター） | 環境局 環境施設課 |
| 13 | 353 | 指定管理者の指定について（三山荘） | 環境局 東部環境工場 |
| 14 | 354 | 指定管理者の指定について（東部交流センター） | 環境局 東部環境工場 |
| 15 | 355 | 指定管理者の指定について（職業訓練施設） | 経済観光局 経済政策課 |
| 16 | 356 | 指定管理者の指定について（くまもと森都心プラザ） | 経済観光局 商業金融課 教育委員会 図書館 |

| 整理番号 | 議番号 | 案 件 | 所管課 |
|------|--------------|---------------------------------------|---------------------------------|
| 17 | 357 | 指定管理者の指定について（植木地域農産物の駅） | 農水局 北東部農業 振興センター 農業振興課 |
| 18 | 自358 至359 | 指定管理者の指定について（自転車駐車場）（2件） | 都市建設局 土木管理課 |
| 19 | 360 | 財産の交換について（健軍文化ホールアプローチ用地取得事業） | 文化市民局 文化政策課 |
| 20 | 361 | 工事請負契約締結について（都市計画道路花園池亀線（3工区）構造物築造工事） | 総務局 工事契約課 |
| 21 | 362 | 工事請負契約締結について（（長寿命化）国際交流会館空調設備改修その他工事） | 総務局 工事契約課 |
| 22 | 363 | 工事請負契約締結について（城西中学校体育館増改築工事） | 総務局 工事契約課 |

報告案件（6件）

| 整理番号 | 報番号 | 案 件 | 所管課 |
|------|-----|--|-------------------|
| 1 | 33 | 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況について | 健康福祉局 健康づくり推進課 |
| 2 | 34 | 中小企業の振興に関する施策の実施状況並びに熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について | 経済観光局 経済政策課 |
| 3 | 35 | 専決処分の報告について（熊本城天守閣復旧整備工事（その5）請負契約の変更） | 総務局 工事契約課 |
| 4 | 36 | 専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋橋梁下部工（P 1 4）工事請負契約の変更） | 総務局 工事契約課 |
| 5 | 37 | 専決処分の報告について（都市計画道路花園池亀線（3工区）構造物築造工事請負契約の変更） | 総務局 工事契約課 |
| 6 | 38 | 専決処分の報告について（城南まちづくりセンター複合施設新築工事請負契約の変更） | 総務局 工事契約課 |

令和 2 年第四回定例会提出議案一覧

【 条例案件 】

| 整理番号 議番号 | 件名、提出理由及び主な内容等 |
|-------------------|--|
| 【 1 】 議第 255 号 | <p>件名：熊本市公文書管理条例の制定について</p> <hr/> <p><制定理由></p> <p>本市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにするため、この条例を制定するもの</p> <p><制定内容></p> <p>1 公文書の管理</p> <p>(1) 実施機関の職員に対する公文書の作成義務を定める。</p> <p>(2) 毎年度、公文書の管理状況を点検し、その状況を公表することとする。</p> <p>(3) 市長は、公文書の管理に関する規則を設けることとする。</p> <p>2 特定歴史公文書等の保存、利用等</p> <p>(1) 市長は、特定歴史公文書等を永久に保存しなければならないこととする。</p> <p>(2) 何人も、市長に対して特定歴史公文書等の利用の請求をすることができることとする。</p> <p>(3) 特定歴史公文書等の利用決定等について審査請求があったときの手続を定める。</p> <p>3 公文書等管理委員会の設置</p> <p>市長から諮問を受けた事項その他公文書等の管理に関する重要な事項について調査審議するため、公文書等管理委員会を設置することとする。</p> <p>4 雑則</p> <p>(1) 出資法人及び指定管理者に対し、文書が適正に管理されるよう必要な指導等の実施に努めることとする。</p> <p>(2) 職員に対し、公文書等の管理に関する研修を行うこととする。</p> <p>5 罰則</p> <p>公文書等管理委員会委員の守秘義務違反に対する罰則 → 1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 熊本市情報公開条例（平成 1 0 年条例第 3 3 号）及び熊本市個人情報保護条例（平成 1 3 年条例第 4 3 号）から特定歴史公文書等を適用除外とする。</p> <p>(2) 熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 1 5 年条例第 1 1 号）に規定する情報公開・個人情報保護審議会委員に対し、公文書等管理委員会委員と同様の罰則を科すこととする。</p> <p><施行日></p> <p>令和 3 年（2 0 2 1 年）4 月 1 日</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>【2】 議第 256 号</p> | <p>件名：熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <p>1 令和2年（2020年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 (1) 1(2)以外の一般職職員（再任用職員を除く。以下同じ。） 1.30月分 → 1.25月分（-0.05月分） (2) 特定管理職員 1.10月分 → 1.05月分（-0.05月分）</p> <p>2 令和3年度（2021年度）以降の期末手当の支給割合の整備 (1) 2(2)以外の一般職職員 6月支給 1.30月分 → 1.275月分 12月支給 1.25月分 → 1.275月分 (2) 特定管理職員 6月支給 1.10月分 → 1.075月分 12月支給 1.05月分 → 1.075月分</p> <p><施行日> 改正内容1 → 令和2年（2020年）12月1日 改正内容2 → 令和3年（2021年）4月1日</p> |
| <p>【3】 議第 257 号</p> | <p>件名：熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 一般職の給与改定の実施に伴い、市長等の期末手当の改定をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <p>1 令和2年（2020年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 1.70月分 → 1.65月分（-0.05月分）</p> <p>2 令和3年度（2021年度）以降の期末手当の支給割合の整備 6月支給 1.70月分 → 1.675月分 12月支給 1.65月分 → 1.675月分</p> <p><施行日> 改正内容1 → 令和2年（2020年）12月1日 改正内容2 → 令和3年（2021年）4月1日</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>【4】 議第 258 号</p> | <p>件名：熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 一般職の給与改定の実施に伴い、企業管理者の期末手当の改定をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年（2020年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 1.70月分 → 1.65月分（-0.05月分） 2 令和3年度（2021年度）以降の期末手当の支給割合の整備 6月支給 1.70月分 → 1.675月分 12月支給 1.65月分 → 1.675月分 <p><施行日></p> <p>改正内容1 → 令和2年（2020年）12月1日 改正内容2 → 令和3年（2021年）4月1日</p> |
| <p>【5】 議第 259 号</p> | <p>件名：熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 一般職の給与改定の実施に伴い、教育長の期末手当の改定をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年（2020年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 1.70月分 → 1.65月分（-0.05月分） 2 令和3年度（2021年度）以降の期末手当の支給割合の整備 6月支給 1.70月分 → 1.675月分 12月支給 1.65月分 → 1.675月分 <p><施行日></p> <p>改正内容1 → 令和2年（2020年）12月1日 改正内容2 → 令和3年（2021年）4月1日</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>【6】 議第 260 号</p> | <p>件名：熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市特定任期付職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年（2020年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 1.70月分 → 1.65月分（-0.05月分） 2 令和3年度（2021年度）以降の期末手当の支給割合の整備 6月支給 1.70月分 → 1.675月分 12月支給 1.65月分 → 1.675月分 <p><施行日> 改正内容1 → 令和2年（2020年）12月1日 改正内容2 → 令和3年（2021年）4月1日</p> |
| <p>【7】 議第 261 号</p> | <p>件名：熊本市火災予防条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）の施行に伴い、急速充電設備の設置に係る基準の適用対象を拡大するとともに、これに伴う基準の追加等をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 急速充電設備の設置に係る基準の適用対象の拡大 全出力 20キロワット超 50キロワット以下 ↓ 20キロワット超200キロワット以下 2 急速充電設備の設置に係る基準の追加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原則として建築物から3メートル以上の距離を保つこと。 (2) コネクタの落下を防止する措置を講ずること。 (3) 異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は自動的に停止させる措置を講ずること。 3 全出力50キロワット超200キロワット以下の充電設備については、急速充電設備として所轄消防署長へ届け出なければならないこととする。 <p><施行日> 令和3年（2021年）4月1日</p> |

| <p>【8】 議第 262 号</p> | <p>件名：熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の条例で定める事務を追加するため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 個人番号を利用する事務の追加 (1) 市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの (2) 小集落改良住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p><施行日> 公布の日</p> | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|----|-----|--------|-------------|------------|-------------|-------|-------------|------------|-------------|----------|-----------------|
| <p>【9】 議第 263 号</p> | <p>件名：熊本市都市公園条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 熊本城公園の使用料の改定等をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 1 熊本城公園の使用料の改定</p> <table border="1" data-bbox="395 1037 1331 1335"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人・高校生</td> <td>500円 → 800円</td> </tr> <tr> <td>(30人以上の団体)</td> <td>400円 → 640円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>200円 → 300円</td> </tr> <tr> <td>(30人以上の団体)</td> <td>160円 → 240円</td> </tr> <tr> <td>熊本城年間入園券</td> <td>1,000円 → 1,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券の廃止 3 熊本市旧細川刑部邸条例（平成5年条例第47号）の一部改正 → 2と同様の内容</p> <p><施行日> 規則で定める日</p> | 区分 | 使用料 | 大人・高校生 | 500円 → 800円 | (30人以上の団体) | 400円 → 640円 | 中学生以下 | 200円 → 300円 | (30人以上の団体) | 160円 → 240円 | 熊本城年間入園券 | 1,000円 → 1,600円 |
| 区分 | 使用料 | | | | | | | | | | | | |
| 大人・高校生 | 500円 → 800円 | | | | | | | | | | | | |
| (30人以上の団体) | 400円 → 640円 | | | | | | | | | | | | |
| 中学生以下 | 200円 → 300円 | | | | | | | | | | | | |
| (30人以上の団体) | 160円 → 240円 | | | | | | | | | | | | |
| 熊本城年間入園券 | 1,000円 → 1,600円 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------------------|--|
| <p>【10】 議第264号</p> | <p>件名：熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市教育職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <p>1 令和2年（2020年）12月支給の期末手当の支給割合の改定 教育職員（再任用職員を除く。以下同じ。） 1.30月分 → 1.25月分（-0.05月分）</p> <p>2 令和3年度（2021年度）以降の期末手当の支給割合の整備 教育職員 6月支給 1.30月分 → 1.275月分 12月支給 1.25月分 → 1.275月分</p> <p><施行日> 改正内容1 → 令和2年（2020年）12月1日 改正内容2 → 令和3年（2021年）4月1日</p> |
| <p>【11】 議第265号</p> | <p>件名：熊本市国民健康保険条例等の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 次に掲げる条例につき、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める等必要な規定の整備を行う。</p> <p>(1) 熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号） (2) 熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号） (3) 熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第18号）</p> <p><施行日> 令和3年（2021年）1月1日</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>【12】 議第266号</p> | <p>件名：熊本市水道条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 給水装置の新設等の申込みに添えなければならない利害関係人の同意書等について見直しを行うため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 給水装置の新設等の申込みに当たって求められる利害関係人の同意書等の提出を上下水道事業管理者が必要と認めたときに限ることとする。</p> <p><施行日> 令和3年（2021年）1月1日</p> |
| <p>【13】 議第267号</p> | <p>件名：熊本市軌道条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 普通旅客運賃の割引の対象となる者を追加するため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 普通旅客運賃の割引の対象となる者に、熊本県内に住所を有する65歳以上の者であって運転免許を失効したものを加える。 ※ 現在は、申請により運転免許を取り消されたもの（自主返納者）のみが割引対象となっている。</p> <p><施行日> 公布の日</p> |

【 その他の案件 】

| 整理番号 議番号 | 件名、提出理由及び主な内容等 |
|--|--|
| <p>【 1 】 自 議第 268 号 至 議第 288 号</p> | <p>件名：市道の認定について（21路線）</p> <hr/> <p><提出理由> 次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属</p> <p>(2) 地元要望</p> <p>※ 市道認定基準 幅員4m以上、縦断勾配9%以下等</p> <p><主な内容> 山ノ神2丁目第19号線 外20路線</p> |
| <p>【 2 】 議第 289 号</p> | <p>件名：市道の廃止について（1路線）</p> <hr/> <p><提出理由> 地元要望に伴う市道廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容> 野口2丁目第7号線</p> |
| <p>【 3 】 議第 290 号</p> | <p>件名：当せん金付証票の発売について</p> <hr/> <p><提出理由> 令和3年度の当せん金付証票の発売限度額について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容> 令和3年度当せん金付証票発売限度額 6,000,000千円</p> |

| | |
|--|---|
| <p>【4】 自 議第 291 号 至 議第 344 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（地域コミュニティセンター）（54施設）</p> <hr/> <p><提出理由> 地域コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の名称 熊本市楠地域コミュニティセンター 外53施設 2 指定管理者 楠地域コミュニティセンター運営委員会 外53団体 3 指定期間 自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和5年（2023年）3月31日 |
| <p>【5】 議第 345 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（祖崇廟納骨堂）</p> <hr/> <p><提出理由> 熊本市祖崇廟納骨堂の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の名称 熊本市祖崇廟納骨堂 2 指定管理者 熊本市南区平成1丁目10番8号 公益社団法人 熊本市シルバー人材センター 理事長 西島 喜義 3 指定期間 自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日 |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>【6】 議第 346 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（南部在宅福祉センター）</p> <hr/> <p><提出理由> 熊本県南部在宅福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称 熊本県南部在宅福祉センター</p> <p>2 指定管理者 熊本県南区平成1丁目16番18号 社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団 理事長 永目 工嗣</p> <p>3 指定期間 自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日</p> |
| <p>【7】 議第 347 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（東部在宅福祉センター、東老人福祉センター）</p> <hr/> <p><提出理由> 熊本県東部在宅福祉センター及び熊本県東老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称 (1) 熊本県東部在宅福祉センター (2) 熊本県東老人福祉センター</p> <p>2 指定管理者 東部福祉センター管理運営共同企業体 代表者 熊本県南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣</p> <p style="padding-left: 40px;">熊本県中央区大江6丁目24番19号 九州総合サービス 株式会社 代表取締役 尾池 千佳子</p> <p>3 指定期間 自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>【8】 議第 348 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（北老人福祉センターほか5施設）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>熊本市北老人福祉センター、熊本市西老人福祉センター、熊本市南老人福祉センター、熊本市川上老人福祉センター、熊本市河内老人福祉センター及び熊本市天明老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称</p> <p>(1) 熊本市北老人福祉センター (2) 熊本市西老人福祉センター (3) 熊本市南老人福祉センター (4) 熊本市川上老人福祉センター (5) 熊本市河内老人福祉センター (6) 熊本市天明老人福祉センター</p> <p>2 指定管理者</p> <p>熊本市南区平成1丁目16番18号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 永目 工嗣</p> <p>3 指定期間</p> <p>自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日</p> |
| <p>【9】 議第 349 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（西里老人福祉センター）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>熊本市西里老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称</p> <p>熊本市西里老人福祉センター</p> <p>2 指定管理者</p> <p>熊本市南区平成1丁目16番18号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 永目 工嗣</p> <p>3 指定期間</p> <p>自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>【10】 議第 350 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（城南老人福祉センター、富合老人福祉センター）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>熊本市城南老人福祉センター及び熊本市富合老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称</p> <p>(1) 熊本市城南老人福祉センター</p> <p>(2) 熊本市富合老人福祉センター</p> <p>2 指定管理者</p> <p>パブリック・オカムラ管理運営共同企業体</p> <p>代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣</p> <p>宇城市松橋町久具1948番地1 株式会社 オカムラ 代表取締役 岡村 健志</p> <p>3 指定期間</p> <p>自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日</p> |
| <p>【11】 議第 351 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（共同利用施設託麻東部会館）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>熊本市共同利用施設託麻東部会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称</p> <p>熊本市共同利用施設託麻東部会館</p> <p>2 指定管理者</p> <p>熊本市東区戸島町853番地4 熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会 会長 徳永 則昭</p> <p>3 指定期間</p> <p>自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>【12】 議第 352 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（西部交流センター）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>西部交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称 西部交流センター</p> <p>2 指定管理者 西部交流センター管理運営共同企業体 代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣</p> <p>熊本市東区戸島町2874番地 有価物回収協業組合 石坂グループ 代表理事 石坂 孝光</p> <p>3 指定期間 自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日</p> |
| <p>【13】 議第 353 号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（三山荘）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>三山荘の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称 三山荘</p> <p>2 指定管理者 熊本市東区戸島町2573番地 熊本市戸島地域環境保全協議会 会長 江藤 新一</p> <p>3 指定期間 自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和6年（2024年）3月31日</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>【14】 議第354号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（東部交流センター）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>東部交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称 東部交流センター</p> <p>2 指定管理者 東部交流センター管理運営共同企業体 代表者 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣</p> <p>熊本市東区戸島町2874番地 有価物回収協業組合 石坂グループ 代表理事 石坂 孝光</p> <p>3 指定期間 自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和8年（2026年）3月31日</p> |
|------------------------|---|

| | |
|------------------------|--|
| <p>【15】 議第355号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（職業訓練施設）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>熊本市職業訓練施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称</p> <p>(1) 熊本市職業訓練センター</p> <p>(2) 熊本市事業内高等職業訓練校</p> <p>2 指定管理者</p> <p>熊本市職業訓練施設管理共同企業体</p> <p>代表者 熊本市西区花園7丁目19番10号 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター 会長 笹原 博次</p> <p>熊本市中央区南熊本3丁目8番16号 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会 会長 笹原 博次</p> <p>3 指定期間</p> <p>自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和8年（2026年）3月31日</p> |
|------------------------|--|

| | |
|------------------------|---|
| <p>【16】 議第356号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（くまもと森都心プラザ）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>くまもと森都心プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称</p> <p>(1) くまもと森都心プラザ（くまもと森都心プラザ条例（平成22年条例第120号）第3条第1項の公の施設）</p> <p>(2) くまもと森都心プラザ（図書館）</p> <p>2 指定管理者</p> <p>くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体</p> <p>代表者 熊本市中央区大江6丁目24番19号 九州綜合サービス 株式会社 代表取締役 尾池 千佳子</p> <p>熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣</p> <p>東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社 図書館流通センター 代表取締役 細川 博史</p> <p>熊本市西区二本木1丁目5番12号 熊本朝日放送 株式会社 代表取締役 竹内 圭介</p> <p>熊本市中央区紺屋今町14番地 株式会社 あつまるホールディングス 代表取締役社長 島田 敏子</p> <p>3 指定期間</p> <p>自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和4年（2022年）3月31日</p> |
|------------------------|---|

| | |
|------------------------|--|
| <p>【17】 議第357号</p> | <p>件名：指定管理者の指定について（植木地域農産物の駅）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 施設の名称 熊本市植木地域農産物の駅</p> <p>2 指定管理者 熊本市北区植木町岩野64番地の1 有限会社 三河屋スーパー 代表取締役 緒統 勝</p> <p>3 指定期間 自 令和3年（2021年）4月1日 至 令和8年（2026年）3月31日</p> |
|------------------------|--|

| | | | |
|------------------------------------|---|---|---|
| 【18】 自 議第358号 至 議第359号 | 件名：指定管理者の指定について（自転車駐車場）（2件） | | |
| | ＜提出理由＞ | | |
| | 自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの | | |
| | ＜主な内容＞ | | |
| | 施設の名称 | 指定管理者 | 指定期間 |
| | 熊本市庁舎自転車駐車場 熊本市自転車駐車場 熊本市辛島公園地下自転車駐車場 熊本市庁舎北側自転車駐車場 熊本市上通自転車駐車場 | 熊本市中央区中央街4番29号 株式会社 パスト24 代表取締役会長 太田 康隆 | 自 令和3年（2021年） 4月1日 至 令和6年（2024年） 3月31日 |
| | 熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場 | 武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体 代表者 熊本市中央区帯山4丁目18番1号 株式会社 キューネット 代表取締役 西川 尚希 熊本市南区江越1丁目14番10号 株式会社 パブリックビジネスジャパン 代表取締役 萩原 宣 | 自 令和3年（2021年） 4月1日 至 令和6年（2024年） 3月31日 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>【19】 議第360号</p> | <p>件名：財産の交換について（健軍文化ホールアプローチ用地取得事業）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>健軍文化ホールアプローチ用地取得事業に伴う土地の交換について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 財産</p> <p>(1) 交換受財産 土地 273.50平方メートル</p> <p>(2) 交換渡財産 土地 138.62平方メートル</p> <p>2 所在地</p> <p>(1) 交換受財産 熊本市東区若葉3丁目19番1の一部</p> <p>(2) 交換渡財産 熊本市東区若葉3丁目11番</p> <p>3 交換差額（熊本市支払額） 10,270,050円</p> <p>4 相手方</p> <p>福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号</p> <p>九州旅客鉄道 株式会社</p> <p>代表取締役社長 青柳 俊彦</p> |
| <p>【20】 議第361号</p> | <p>件名：工事請負契約締結について（都市計画道路花園池亀線（3工区）構造物築造工事）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 572,880,000円</p> <p>2 契約の相手方 南州・田代建設工事共同企業体</p> <p>代表者 熊本市南区近見4丁目12番30号</p> <p>株式会社 南州土木</p> <p>代表取締役 田代 龍一</p> <p>熊本市南区近見2丁目17番10号</p> <p>田代興業 株式会社</p> <p>代表取締役 田代 武文</p> <p>※ 工期 議決日から令和5年（2023年）3月17日までの予定</p> |

【21】
議第362号

件名：工事請負契約締結について（（長寿命化）国際交流会館空調設備改修
その他工事）

<提出理由>

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの

<主な内容>

- | | |
|----------|---|
| 1 請負金額 | 712,800,000円 |
| 2 契約の相手方 | 三和・公栄・西邦・サンテクノ建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区御領7丁目2番2号 三和電工設備 株式会社 代表取締役 錦戸 保介 |

熊本市北区徳王1丁目1番47号
公栄設備工業 株式会社
代表取締役 井上 芳信

熊本市中央区平成3丁目5番13号
西邦電気工事 株式会社
代表取締役社長 松島 昭治

熊本市東区下南部1丁目3番130号
株式会社 サンテクノ
代表取締役 福田 善之

※ 工期 議決日から令和4年（2022年）3月17日までの予定

| | |
|------------------------|---|
| <p>【22】 議第363号</p> | <p>件名：工事請負契約締結について（城西中学校体育館増改築工事）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 563,200,000円</p> <p>2 契約の相手方 竹内・守平・熊本利水建設工事共同企業体</p> <p>代表者 熊本市東区尾ノ上4丁目20番11号 株式会社 竹内工務店 代表取締役 竹内 浩二</p> <p>熊本市東区月出2丁目2番65号 株式会社 守平建設 代表取締役 守田 圭一</p> <p>熊本市北区大窪4丁目2番4号 熊本利水工業 株式会社 代表取締役 前田 和幸</p> <p>※ 工期 議決日から令和4年（2022年）2月15日までの予定</p> |
|------------------------|---|

【 報告案件 】

| 整理番号 報番号 | 件名、提出理由及び主な内容等 |
|------------------|---|
| 【 1 】 報第 33 号 | <p>件名：歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況について</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>令和元年度及び令和2年度の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況について、熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例（令和2年条例第35号）第10条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <p>歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況に係る令和元年度の実績結果及び令和2年度の実施内容について報告する。</p> |
| 【 2 】 報第 34 号 | <p>件名：中小企業の振興に関する施策の実施状況並びに熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>令和元年度及び令和2年度の中小企業の振興に関する施策の実施状況並びに熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について、熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成24年条例第128号）第12条の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <p>中小企業の振興に関する施策の実施状況に係る令和元年度の実績結果及び令和2年度の実施内容並びに令和2年度の熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について報告する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| <p>【5】 報第37号</p> | <p>件名：専決処分の報告について（都市計画道路花園池亀線（3工区）構造物築造工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 311,465,000円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">315,188,568円</p> <p>2 契約の相手方 中大・西嶋建設工事共同企業体</p> <p style="padding-left: 100px;">代表者 熊本市西区花園6丁目5番24号</p> <p style="padding-left: 100px;">株式会社 中大</p> <p style="padding-left: 100px;">代表取締役 中田 大雄</p> <p style="padding-left: 100px;">熊本市北区硯川町781番地1</p> <p style="padding-left: 100px;">株式会社 西嶋建設</p> <p style="padding-left: 100px;">代表取締役 西嶋 正博</p> <p>3 専決日 令和2年（2020年）10月23日</p> |
|----------------------|--|

| | |
|----------------------|--|
| <p>【6】 報第38号</p> | <p>件名：専決処分の報告について（城南まちづくりセンター複合施設新築工事請負契約の変更）</p> |
| | <p><提出理由></p> |
| | <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> |
| | <p><主な内容></p> |
| | <p>1 請負金額 671,440,000円</p> |
| | <p>↓</p> |
| | <p>679,607,044円</p> |
| | <p>2 契約の相手方 光進・新規・マコト建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区御領2丁目28番1号 光進建設 株式会社 代表取締役社長 井上 弘太郎</p> |
| | <p>熊本市北区清水亀井町6番26号 新規建設 株式会社 代表取締役 規工川 祐紀</p> |
| | <p>熊本市南区田迎6丁目5番18号 マコト建設 株式会社 代表取締役 渡邊 武継</p> |
| | <p>3 専決日 令和2年（2020年）11月2日</p> |